

新中学2・3年生の保護者のみなさまへ

～給食費のお支払い方法が変わります～

平成26年4月から学校給食費のお支払方法が変わります。

これまでは、コンビニエンスストアで給食費をお支払いいただいていた
が、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」が制定され、
平成26年度からは大阪市の収入として取り扱うこととなります。（払込
手数料199円は不要となります。）



口座振替の手続きをお願いします

つきましては、これまでの学校徴収金とは別に、口座振替により給食費をお支払いいた
だきますようお願いいたします。

「大阪市学校給食費口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いします。
（やむを得ず口座振替ができない方については、納付書により金融機関等でお支払いいた
くこととなります。）

ご利用いただける金融機関やお手続きのスケジュール等の詳細については、各学校から
お知らせしますので、内容をよくご確認ください、お手続きをお願いいたします。

また、後日、給食に関する確認書をお配りしますので、こちらもご記入、ご提出をお願い
します。

学校給食費



口座振替ができなかった場合は、どうなりますか？

◎残高不足等で口座振替ができなかった場合は、
未納通知書と一緒にお渡しする納付書により
金融機関等(コンビニ不可)でお支払いください。
なお、未納が生じた場合は、延滞金が発生し、法的
措置を講ずる場合があります。

給食費は何に使われて
いますか？

◎保護者のみなさまにご
負担いただく給食費は、
毎日の給食に必要な
食材費などになります。
調理委託経費などは
大阪市が負担していま
す。

支払が困難な場合はどうすればいいですか？

◎経済的な事情でお支払いが困難な場合には、
就学援助制度があります。学校または教育委
員会事務局にご相談ください。



大阪市教育委員会事務局

学校経営管理センター 学務担当

06-6575-5285

教務部 学校保健担当

06-6208-9158